

第一部

主要な動物疾病に対する我が国の取組

・ 疾病別に見る 20 年度の動向

1. 高病原性鳥インフルエンザ

a. 愛知県における発生と防疫対応

(1) 発生状況

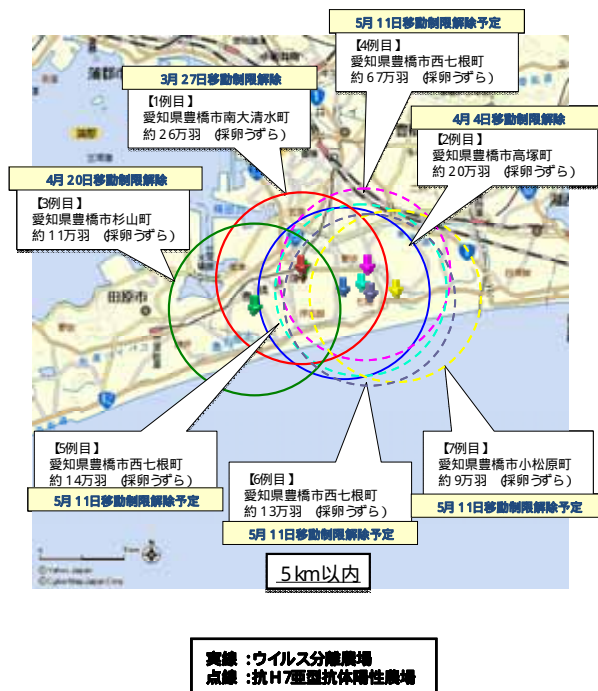
愛知県の実施したうずら農場のモニタリング検査において、高病原性鳥インフルエンザが疑われ、2月27日に動物衛生研究所における確定診断により、H7亜型の高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)ウイルスが確認された(3月1日にN6亜型と判明)。

その後、周辺農場の検査により、さらに2農場でのウイルス分離及び4農場で抗H7HA抗体が確認された(すべてうずら農場)。

また、愛知県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、全国すべてのウズラ飼養場(38道府県、173戸、319万羽)について、立入検査を実施し、本病の陰性が確認された。

なお、このうち、静岡県 の 1 農場では、ウイルス分離で陰性、抗体検査(ゲル沈)で陽性となったが、動物衛生研究所の検査の結果、抗H5HA及びH7HA抗体は確認されなかった。当該農場については、当面、定点モニタリングの対象とすることとしている。

発生農場及び周辺農場の概要



移動制限対象農家の概要

ウイルス分離農場より半径 5km以内家さん農場

1 2月27日からの移動制限対象農家

採卵鶏	10戸	566,400羽
ブロイラー	4戸	45,100羽
うずら	3戸	206,400羽
合鴨	2戸	3,100羽

合 計	19戸	821,000羽
GPセンター	3カ所	
食鳥処理場	0カ所	

2 3月4日からの移動制限対象農家

採卵鶏	4戸	278,100羽
ブロイラー	2戸	25,800羽
うずら	0戸	0羽
合鴨	2戸	6,400羽

合 計	8戸	310,300羽
GPセンター	食鳥処理場	0カ所

3 3月10日からの移動制限対象農家

採卵鶏	2戸	145,400羽
ブロイラー	0戸	0羽
うずら	0戸	0羽
合鴨	0戸	0羽

合 計	2戸	145,400羽
GPセンター	2カ所	

小計

採卵鶏	16戸	989,900羽
ブロイラー	6戸	70,900羽
うずら	3戸	206,400羽
合鴨	4戸	9,500羽

合 計	29戸	1,276,700羽
GPセンター	5カ所	

抗H7亜型抗体陽性農場より 半径 5km以内うずら農場

4 3月17日からの移動制限対象農家

○ うずら	2戸	114,800羽
-------	----	----------

合 計	2戸	114,800羽
GPセンター	食鳥処理場	0カ所

移動制限対象農家総計

採卵鶏	16戸	989,900羽
ブロイラー	6戸	70,900羽
うずら	5戸	321,200羽
合鴨	4戸	9,500羽

合 計	31戸	1,391,500羽
-----	-----	------------

GPセンター 5カ所

5～7例目の発生により、新たに
移動制限の対象となる農家はない

(2) 防疫対応の状況

殺処分の実施状況

愛知県は、7戸（発生農場及び抗体陽性農場）約160万羽のうずらについて、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分を実施し、4月19日までにすべての農場での防疫措置が終了した。

移動制限の実施状況

第1例目の発生確認後（当該農場については本病が疑われた2月25日より移動自粛）、直ちに、発生農場半径10km以内の周辺農場の家きん等の移動制限を実施した。3月1日、動物衛生研究所において、当該ウイルスは、HAタンパク開裂部位の遺伝子（塩基）配列に基づく推定アミノ酸配列から弱毒タイプであることが確認され、防疫指針に基づき、同日に移動制限を半径5kmまで縮小した。また、その後ウイルスが確認された第2例目、第3例目についても半径5kmの移動制限を実施した。

なお、ウイルスが分離されず、抗H7HA抗体だけが確認された第4～7例目については、第32回家きん疾病小委員会（3月9日）の専門家の意見を踏まえ、うずらのみを半径5kmの移動制限の対象とした。（清浄性確認検査は半径5km内のすべての家きんについて実施）

また、愛知県では、これまでに清浄性確認検査で異常が認められず、防疫措置の進捗にあわせて順次、防疫指針に基づき、移動制限を解除した。（1例目：3月27日、2例目：4月4日、3例目：4月20日、4～7例目：5月11日）

移動制限の例外規定の適用について

移動制限の例外規定の適用に当たっては、防疫指針に基づき、農場の清浄性及び運搬ルート等の確認のうえ、病原体の拡散防止措置が十分であると判断された農場について、以下のア～カの移動を可能とした。

ア 移動制限区域内の食用の家きん卵について、移動制限区域内及び移動制限区域外のGPセンター等への移動

イ 移動制限区域内の排泄物について、移動制限区域内及び移動制限区域外の堆肥センター等への移動

ウ 移動制限区域内のうずら以外の家きんについて、移動制限区域外の食鳥処理場への移動

エ 移動制限区域内及び移動制限区域外のうずら以外のひなについて、移動制限区域内の家きん農場への移動

オ 移動制限区域内の出荷不能卵について、移動制限区域内の焼却施設への移動

カ 移動制限区域内の家きんの死体について、移動制限区域外の化製場への移動

(3) 疫学調査チームの調査状況について

2月28日、第32回家きん疾病小委員会を開催し、鳥取大学伊藤教授を座長とする疫学調査チームを設置し、3月7日以降、4回の現地調査・検討会を実施した。現在、

動物衛生研究所、北海道大学、鳥取大学において、分離されたウイルスについて感受性試験、伝播試験、抗体持続確認試験、遺伝子解析等の検査を実施しており、ウイルス性状の分析を行っているところ。なお、これまでに1～3例目の発生農場で分離された4株のウイルス遺伝子を解析した結果、相同率は約96%であったことが確認されている。

また、環境省において、発生農場周辺の野鳥の本病の保有状況について調査を行ったが、本病を保有している野鳥は確認されなかった。

b. 国内外の発生状況

我が国においては、平成16年(H5N1)に79年ぶりに家きんでの発生が確認されて以降、17年(H5N2)及び19年(H5N2)に発生が確認されている。また、20年4月及び5月に、東北・北海道でオオハクチョウから高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離されたが、関係者の適切な防疫対応によって、農場での発生は確認されなかった。

また、環境省において、野鳥のウイルス保有状況調査を実施しているところであるが、これまで高病原性鳥インフルエンザウイルスは確認されていない。

海外においては、20年に世界29の国・地域で発生が確認された。野鳥については、英国、ウクライナ、スイスで発生が報告されているが、20年度は、発生は報告されていない。

アジア地域では20年10月以降、韓国、香港、中国、台湾、インド、バングラデシュ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ネパールにおいていずれも家きんでの発生が確認されている。

● 高病原性鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスによる感染症で、通常、カモ等の野生の水禽類の腸管内に存在する。このウイルスは、ウイルス表面にヘマグルチニン(H)及びノイラミニダーゼ(N)と呼ばれるたん白質を持っており、Hには1～16の16種類、Nには1～9の9種類があり、この組み合わせにより、H5N1のように表記される。このうち、鶏において、死亡率が高く、及ぼす影響が特に大きいものが高病原性鳥インフルエンザと位置づけられている(主にH5、H7)。

c. 防疫対策

我が国では、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、本病の発生予防及びまん延防止対策を講じている。

また、同法に基づき、関係者、関係団体、都道府県などが行うべき防疫措置や定期的なモニタリング及び防疫演習等について具体的に定めた「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成16年農林水産大臣公表)を策定し、い

d. 水際対策

高病原性鳥インフルエンザは、アジア、ヨーロッパ等において依然として発生が確認されており、世界的に取組が強化されている。動畜産物を介した本病の我が国への侵入を防止するため、我が国は、高病原性鳥インフルエンザが発生した国・地域から輸入される家きん肉等に対して、輸入一時停止措置を講じており、20年度には延べ14カ国・地域からの輸入を停止した。なお、弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの発生に対しては、発生国の獣医行政体制及びサーベイランス等に関する情報を踏まえて地域主義を導入しており、これまでに、米国、カナダ、メキシコ、英国に対して適用している。



また、高病原性鳥インフルエンザの水際での侵入防止を図るため、19年1月12日から動物検疫を実施しているすべての空海港において、本病発生国からの旅客全員に対する靴底消毒、車両消毒の実施を徹底している。

空港における靴底消毒

消毒液を染み込ませて
います。



消毒マットの上を歩くと、気づかぬうちに
靴底が消毒されます。

つ、どこで本病が発生しても、早期に摘発し、的確な対策を講じられる体制を整備している。

20年度には、4月3日の韓国での本病の発生を受け、各都道府県に対し、飼養衛生管理の徹底、的確な病性鑑定の実施、危機管理体制の点検等を指示（4月4日付け消費・安全局長通知「韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う国内防疫の徹底について」）したところである。その後、東北・北海道で白鳥から本病ウイルスが確認されたことから、当該死亡白鳥の回収場所の半径30km圏内の養鶏場に対し、家畜防疫員による緊急立入調査を行い、異常の有無等を確認した。また、全国的に防疫対策の徹底を再度指示するとともに、養鶏場の緊急消毒を実施した。

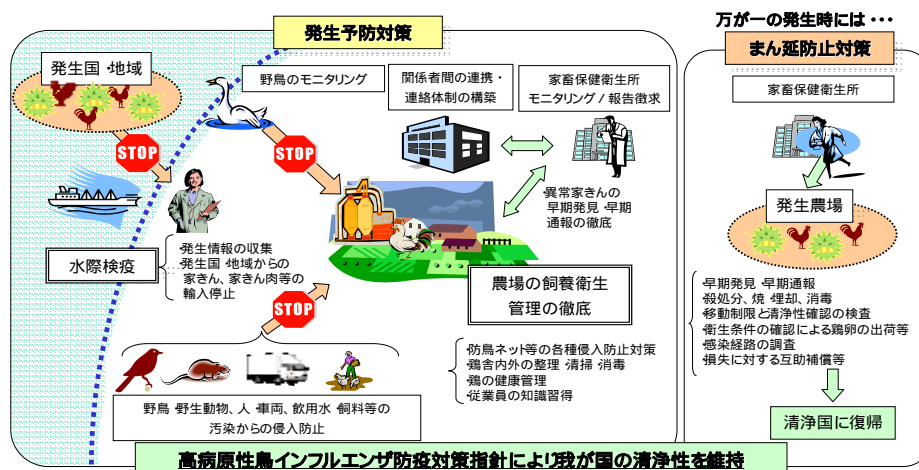
9月には、強化モニタリング（年1回検査）について、その検査対象を千羽以上の全ての採卵鶏農場から百羽以上の家きん飼養農場にへ拡大するとともに、抽出検査に変更した。さらに、本病の侵入防止対策を一層強化するため、20年10月より高病原性鳥インフルエンザ防疫対策強化期間として、全国のプロック会議やパンフレット等による周知徹底、普及啓発を行うとともに、家きん飼養農場の飼養衛生管理状況の調査及び改善指導等の防疫対策の強化を行った。

加えて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会での議論等を踏まえ、同年12月12日付けで防疫指針を変更し、定点モニタリング（毎月検査）の対象を1家畜保健衛生所あたり1農場から3農場に拡大する等防疫対応を強化するとともに、12月20日付けで家畜伝染病予防法施行令を改正し、「きじ」、「だちょう」、「ほろほろ鳥」を対象家畜に追加した。

また、野鳥での発生を受け、環境省においても、野鳥のウイルス保有状況調査を強化して実施することとし、20年9月に「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を作成し、農林水産省及び都道府県の畜産部局と連携の上、10月から実施している。

これらの防疫対策を強化している中、21年2月27日、愛知県のうずらで、症状の見られない弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザ（H7N6）が確認された。

○ 高病原性鳥インフルエンザ対策



なお、本病発生国からの家きん肉等のうち、二国間で取り決めた家畜衛生条件に基づき指定された施設で一定の加熱処理がされたものについては輸入を認めており、21年1月末現在、タイの56施設及び中国の91施設が家きん肉等の加熱処理施設として指定されている。それらの加熱処理家きん肉については、動物検疫所において、解凍検査により加熱状況の確認検査を実施している。

e. 国際的な取組

日本は高病原性鳥インフルエンザの発生を経験しているが、高度な防疫技術等により早期の清浄化を果たしている。

アジア地域の途上国や国際獣疫事務局等の国際機関からは、早期に清浄化を果たした我が国の防疫体制、高度な専門的知見・診断技術等が高く評価されており、財政的・人的支援への期待も大きい。こうした国際社会からの要請も踏まえ、OIE等の国際機関や国際協力機構（JICA）の活動に積極的に参加している。

（１） OIEを通じた国際貢献

平成20年度からは、「アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム」により、アジア地域の鳥インフルエンザのまん延防止のため、アジア域内の早期通報体制の整備、獣医行政組織の能力向上、ウイルス伝播ルートの解明に向けた取組を開始した。このプログラムの一環として、昨年11月、アジア地域における鳥インフルエンザの発生状況、防疫対策等に関する情報交換を目的として「アジアにおける鳥インフルエンザのコントロールに関するシンポジウム」が開催された。

このシンポジウムでは、本疾病が家きん産業のみならず、新型インフルエンザへの変異等公衆衛生への脅威となっており、家きん段階で封じ込めることの重要性やアジア各国との情報交換等の重要性を共有した。また、専門家からは、ワクチン接種により、本病がまん延し、突然変異が起きる危険があること、これまで日本、韓国で分離されたウイルスが遺伝子的に近縁であること等が報告された。

（２） FAOを通じた国際貢献

動植物検疫、食品安全等の分野について総合的な支援が可能な国際機関の専門的知見を活かし、アジア諸国の動植物検疫及び食品の安全性に関する能力を向上させるための取組を実施した。

動物衛生関係では、越境性疾病の防疫のための世界的取組に合わせ、各国の獣医行政、通報体制、防疫対策を強化するため、防疫計画策定、早期警告システム構築、専門家派遣等を実施した。

（３） JICAを通じた国際貢献

タイ及び周辺国での口蹄疫等の家畜疾病防除計画地域協力プロジェクトやインドネシアでの鳥インフルエンザに係るワクチン対策改善計画などの技術協力分野での人的・財政支援を行っている。

家畜衛生分野は専門性が高く、疾病毎に防疫対策が異なることから、相手国や国際機関からの要請も、例えば疫学、実験室での診断技術、行政組織に関するものなど多岐にわたるため、ニーズに対応した専門家の派遣や研修が求められている。

アジア地域への支援の概要

事業名	事業内容
アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム（H20～H24年度）	・アジア域内の早期通報体制の整備 ・獣医行政組織の能力向上 ・ウイルス伝播ルートの解明
アジアにおける食品安全・動植物検疫関連相互支援事業のうち動物衛生対策（H17～22年度）	・防疫計画策定支援 ・早期警告システム構築 ・専門家派遣 等
アジアにおける高病原性鳥インフルエンザ拡大防止緊急総合対策	・地域レベルでの防疫戦略の整備 ・農家の緊急サーベイランスの実施 ・殺処分に必要な機材等の供与 等

f. 新型インフルエンザへの対応

アジア地域を中心に世界各地で家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されており、その発生地域は年々拡大している。

ヒトにおける鳥インフルエンザ（H5N1）については、15年以降、インドネシア、ベトナム等15か国において、400人の感染事例が報告され、うち252人の死亡が確認されている（20年1月現在、WHO）。こうしたことから、現在、鳥インフルエンザが、ヒトの間で効率的で持続的な感染により伝播し、世界的な大流行を引き起こす新型インフルエンザに変異することが危惧されており、世界各国で対策が講じられている。

○ WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザA（H5N1）感染確定症例数

	2003		2004		2005		2006		2007		2008		2009		合 計	
	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数	確定症例数	死亡例数
アゼルバイジャン	0	0	0	0	0	0	8	5	0	0	0	0	0	0	8	5
バングラデシュ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	1	1	1	0	0	0	8	7
中 国	1	1	0	0	8	5	13	8	5	3	4	4	3	2	34	23
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	18	10	25	9	8	4	2	0	53	23
インドネシア	0	0	0	0	20	13	55	45	42	37	24	20	0	0	141	115
イラク	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	3	2
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	2
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	3	1
タ イ	0	0	17	12	5	2	3	3	0	0	0	0	0	0	25	17
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0	0	0	0	0	12	4
ベトナム	3	3	29	20	61	19	0	0	8	5	6	5	0	0	107	52
合 計	4	4	46	32	98	43	115	79	88	59	44	33	5	2	400	252

出典：WHOホームページ（http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/country/en/）

注：確定症例総数は死亡例数も含む。

我が国においては、16年3月、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議を設置するとともに、17年12月、新型インフルエンザ対策を

迅速かつ確実に講じ、国民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻を来すことのないようにするため、「WHO Global Influenza Preparedness Plan」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成21年2月最終改訂）、新型インフルエンザ対策ガイドラインを策定した。

行動計画及び各種ガイドライン

- 新型インフルエンザ対策行動計画
 - 新型インフルエンザ対策ガイドライン
- 水際対策に関するガイドライン
検疫に関するガイドライン
感染拡大防止に関するガイドライン
医療体制に関するガイドライン
抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン
ワクチン接種に関するガイドライン
事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン
情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン
埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

農林水産省においても、新型インフルエンザの発生に備え、農林水産省が行うべき対応を予め定めることにより、発生時における迅速かつ的確な対策の実施に資することを目的とし、20年12月に、「不測時の食料安全保障に関する省内連絡会議」において、新型インフルエンザの発生・感染拡大の防止、発生時における国民への食料供給の確保、発生時における農林水産省の業務の継続を基本方針とする「農林水産省新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

今後、当行動計画を踏まえ、食品産業事業者等による事業継続計画策定推進、発生時における食料供給上の更なる課題と対応策の検討、家庭での食料品備蓄の推進等の具体的な対応を進めていくこととしている。

新型インフルエンザ対策における家畜衛生分野における役割は、高病原性鳥インフルエンザの発生予防・まん延防止を通じ、家きん段階でこれを撲滅し、新型インフルエンザの発生を防止することである。そのため、農林水産省においては、アジアにおける鳥インフルエンザの防疫体制強化への支援に取り組んでいるところである。

● 新型インフルエンザと鳥インフルエンザ

新型インフルエンザとは、ヒトからヒトへ感染能力を持ったウイルスが病原体であって、その病原体に対する免疫を獲得していないインフルエンザ感染症を指し、現在H5N1亜型が最も有力な型であると考えられている。

一方、鳥インフルエンザは、鳥に感染性を示すインフルエンザを病原体としたインフルエンザ感染症である。ヒトへの感染は、感染鳥の羽をむしったりさばいたりする等、ウイルスに大量に暴露した場合に見られる。

2. 牛海綿状脳症（BSE）

a. 国内外の発生状況

牛海綿状脳症（BSE）は、昭和61年に初めて英国において確認され、その後、英国を中心にヨーロッパ諸国で発生数が増加し、世界各国で発生が確認された。ヨーロッパ以外の国では、これまで、米国、カナダ、日本などで発生が確認されている。発生国では、反すう動物由来肉骨粉の飼料利用の禁止（飼料規制）等のBSE対策を講じた結果、英国は平成4年、英国以外の発生国は14年を発生数のピークとして、その後減少している。20年に日本以外で発生の報告があったのはカナダ（4例）、フランス（4例）、ドイツ（1例）、アイルランド（23例）、イタリア（1例）、オランダ（1例）、スペイン（10例）、ポーランド（5例）、ポルトガル（12例）、英国（37例）の10か国98例だった（21年2月12日時点）。

国内では、13年9月の初発例以降、21年1月31日までに36例（36例目は平成21年1月）が確認されている。1例目を除き、21頭がと畜場におけるBSE検査で、14頭が都道府県の家畜衛生部局で実施されている死亡牛のBSE検査で確認された。

なお、我が国で感染が確認された牛は、13年10月の飼料規制実施直後の14年1月以前に生まれたものであり、同年2月以降に生まれた牛での発生は確認されておらず、飼料規制等のBSE対策が有効に機能しているものと考えられる。

国内発生状況

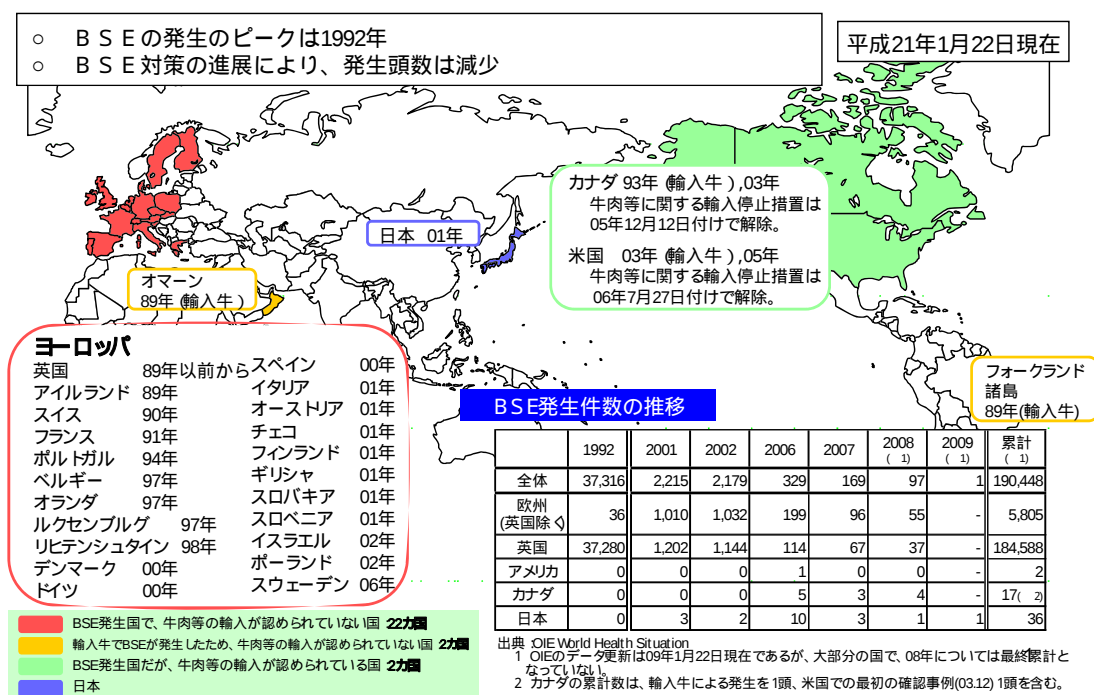
単位：戸数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
と畜場	3	2	4	3	4	4	2			22
死亡牛				2	3	6	1	1	1	14

● BSEとは

たん白質の一種である異常プリオンたん白質による疾病で、牛、水牛で感受性がある。2年以上の長い潜伏期の後、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、発病後2週間から6か月の経過で死に至る。診断は脳内の異常プリオンたん白質の検出。治療法はない。

○ 世界におけるBSEの発生状況



b. 防疫対策

本病は、家畜伝染病予防法により、伝達性海綿状脳症として牛、めん羊、山羊、水牛、しかを対象に徹底した防疫措置を講じることとしている。また、同法に基づき、関係者、関係団体、都道府県などが行うべき防疫措置を具体的に定めた「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成16年農林水産大臣公表)を策定し、本病の発生予防、まん延防止措置を講じている。

なお、本病の対策のため、肉骨粉の飼料利用の規制や食の安全を確保するための食品衛生上の規制に関する広範な措置等を適切に講じるための体制を確立することとしており、このため、「牛海綿状脳症対策特別措置法」を定め、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)や食品衛生法、と畜場法等において講じる施策を推進してきたところである。さらに、BSEの浸潤状況を把握するため、15年4月1日から24か月齢以上の死亡牛の全ての届出を義務付け、家畜保健衛生所におけるBSE検査(死亡牛検査)を開始した。20年12月末までに約50万頭の死亡牛について検査が実施され、これまで、14頭の発生が確認されている。

なお、雌の患畜から誕生した動物が、一般的な牛群より高いリスクを有するとは考えられないという専門家の検討結果を踏まえ、BSE発生時に処分が必要な牛の範囲(疑似患畜)に関するOIEコードの改正が行われた。これを受け、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会(19年12月14日)において、検討を行った結果、BSE患畜の産子については、トレーサビリティ制度の活用等により追跡することを条件に、疑似患畜の範囲から除外することとなり、20年6月30日、防疫指針を改訂した。

日本のBSEサーベイランス実績

	と畜場			死亡牛		
	検査数	陽性数	陽性率	検査数	陽性数	陽性率
平成13年度 ^{*1}	523,591	3	0.0006	1,095	0	0
平成14年度	1,253,811	4	0.0003	4,315	0	0
平成15年度	1,252,630	3	0.0002	48,416	1	0.0021
平成16年度	1,265,620	3	0.0002	98,656	2	0.002
平成17年度	1,232,252	5	0.0004	95,244	3	0.0031
平成18年度	1,218,285	3	0.0002	94,749	5	0.0053
平成19年度	1,228,256	1	0	90,829	2	0.0022
平成20年度 ^{*2}	957,740	0	0	71,694	1	0.0014
合計	8,932,185	22	0.0002	504,998	14	0.0028
と畜場での検査を1とした時の死亡牛の検出			11.256			

*1 平成 13 年 10 月 18 日～平成 14 年 3 月 31 日

*2 平成 20 年 4 月 1 日～12 月 31 日

c. 飼料規制

(1) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止

WHOからの肉骨粉禁止勧告を受け、反すう動物由来肉骨粉等については、8年4月に反すう動物用飼料への使用停止を通知したところである。

その後、13年9月に我が国においてBSEが確認されたことから、反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を法的に禁止した。同年10月には、肉骨粉等について、すべての国からの飼料・肥料としての輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止することを通知し、その後、法的に規制した。

また、ガイドラインに基づき、反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止について指導を徹底するとともに、飼料安全法に基づき、17年4月1日までに反すう動物用飼料と動物性たん白質を使用する飼料との製造工程や保管場所の分離を終えた。

(2) 飼料規制の見直し

肉骨粉等の飼料への利用については、科学的知見に基づき安全性評価を行った上で随時見直し、チキンミール、豚血粉、豚由来肉骨粉等について、他の動物性たん白質が混入しないことを確認する仕組みを設けた上で、豚、鶏及び魚用飼料への利用を解除してきた。

また、BSE 発生のため、その利用を一時停止していた豚由来の血粉及び血しょうたん白は、他の動物に由来するものや他の臓器が入ってこない工程であることを確認したものに限り、鶏豚等の飼料に利用できるよう利用を再開してきたところである。

米国からの豚血粉については、日本国内で講じるリスク管理措置と同等の措置が講じられていることが確認された豚血しょうたん白製造施設（2カ所）について、20年1月現在、日本への輸出が可能な施設として指定され輸入を解禁している。

主な対象品目		給与対象				
		由 来	牛など	豚	鶏	養魚
動物性たん白質	ゼラチン、コラーゲン(確認済のもの)	ほ乳動物	○	○	○	○
	乳、乳製品	家きん				
	卵、卵製品	牛など	×	×	×	×
	血粉、血しょうたん白	豚・馬・家きん (確認済のもの)	×	○	○	○
	魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済のもの)	魚介類				
	チキンミール、フェザーミール(確認済のもの)	家きん				
	加水分解たん白、蒸製骨粉 (確認済のもの)	家きん	×	○	○	○
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉	豚 (確認済のもの)				
		豚 家きん混合 (確認済のもの)				
		牛など				
動物性たん白質を含む食品残さ(残飯など)	ほ乳動物 家きん、魚介類	×	○	○	×	
動物性油脂	特定動物性油脂	ほ乳動物	○	○	○	○
	動物性油脂(確認済であって牛などを含むもの)	牛など 豚、家きん	×	○	○	○
	動物性油脂(確認済であって牛などを含まないもの)	豚、家きん		○	○	○
	魚 油 (魚以外のたん白質と完全分離された 工程で製造されたもの)	魚介類	○	○	○	○
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物 家きん	×	×	×	×
	その他	骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの)	ほ乳動物 家きん、魚介類	○	○	○
第2J酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)						
植物性油脂(動物性油脂を含まないもの)		植 物				

- 注1 牛などには牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる。
 注2 確認済のものとは、基準適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のこと
 注3 は、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料への使用はできない
 注4 その他に記載されたものは、動物性たん白質及び動物性油脂の規制の対象外
 注5 表に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない(蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かすなど)

d. 米国産牛肉

米国産牛肉については、17年12月12日、20か月齢以下の牛由来の特定危険部位(SRM)を除去した牛肉および内臓に限り、輸入を再開したが、直後の18年1月20日に、子牛肉とともに、SRMであるせき柱が米国農務省の発行した衛生証明書付きで日本に到着し、米国側の検査・検疫システムに疑義が生じたことから、輸入手続きを停止した。

その後、米国における再発防止措置や対日輸出プログラム¹の遵守体制を確保するための措置を踏まえ、全対日牛肉輸出認定施設の調査を行った後、18年7月27日に輸入手続きを再開した。

再開後は、動物検疫所及び厚生労働省の検疫所による輸入検査を適切に実施するとともに、厚生労働省が輸入業者に対し国内流通段階で、発注品と現品の同一性の確認や、問題確認時における行政機関への通報等の指導を行い、引き続き対日輸出条件が遵守されるよう努めている。

米国産牛肉の混載事案は、18年7月27日の輸入手続き再開以降、これまで11件発生している。混載事案の発生にあたっては、これまで、直ちに問題となった施設から

の輸入手続きを保留するとともに、米国政府に対し、徹底した原因究明と再発防止策を要請してきたところである。米国政府により提出された調査報告書については、厚生労働省及び農林水産省において内容を精査した上で、十分な原因究明と再発防止策がとられていると判断された後に、当該施設の輸入手続きの保留を解除している。

現在、対日牛肉輸出認定施設として、輸入手続保留中の施設を含めて40施設が認定²されているが(21年2月10日時点)これらの認定施設に対しては、米国における対日輸出プログラム遵守に関し、システムとしての問題がないことを確認する目的で現地査察を実施している。

20年8月17日から31日までの15日間、厚生労働省及び農林水産省それぞれ2名ずつで構成される2チームによる現地査察を実施した。査察対象施設は、混載事案により輸入手続保留中のスミスフィールド社サウダートン工場、ナショナルビーフ社カリフォルニア工場を含む10施設であった。

査察においては、対日輸出製品に日本向け以外の製品が混載することを未然に防ぐ措置が適切に行われているか、また実際どのような手順で行われているかを確認した。また、混載事案のあった2施設については、通常の査察に加えて、査察直前に提出された米国政府からの報告書にある改善措置及び再発防止策についても確認した。

混載のあった2施設についても、改善措置が履行される体制が整備されていることを確認できたことから、20年9月19日、輸入手続の保留を解除した。その他、同年8月にひき肉混載事案のあったカーギル社ドッジシティ工場を訪問し、直接日本側の遺憾の意を伝え、徹底した原因究明と再発防止策を求めた。

米国産牛肉の輸入条件については、米国が19年5月のOIE総会において「管理されたリスクの国」としてステータス認定されたことを契機とし、以来、輸入条件の見直しについて要請されているところである。本件については、専門家を交えた実務者レベルの技術的会合を開催し、米国産牛肉のBSEリスクについて科学的に検証を行ったところであり、現在、その報告書を取りまとめているところである。本件については、食の安全と消費者の信頼確保を大前提に、科学的知見に基づき、厚生労働省と連携し、適切に対応していくこととしている。

なお、EUでは2009年1月1日より、EU15カ国(以下「EU15」という。)において死亡牛などのいわゆる「リスク牛」および食用に供される「健康と畜牛」に対するBSEサーベイランスの検査月齢を、それぞれ現行の24カ月齢以上、30カ月齢以上から48カ月齢以上に変更することが可能となった。

平成18年7月27日の輸入手続き再開以降に輸入された米国産牛肉の輸入実績

	2006年	2007年	2008年
輸入数量（t）	7,319	34,147	54,109

出典：財務省「貿易統計」

輸入手続き再開以降の混載事案の概要

施設名	公表日	事例の概要	対応
スウィフト社 グリーンリー工場	H18.11.8	胸肉」の混載事例 (衛生証明書に記載なし) 当該品は20か月齢以下の牛に由来するもの	米国は、12月7日に調査報告書を提出 我が国は、12月11日の現地査察により 再発防止措置を確認 我が国は、12月26日に輸入手続の保留を解除
タイソン社 レキシントン工場	H19.2.16	牛ばら肉」の混載事例 (衛生証明書に記載なし) 当該品は、20か月齢以下と確認できる牛由来ではなかった	米国は、3月21日に調査報告書を提出 我が国は、5月24日の現地査察により改善措置を確認 我が国は、6月13日に輸入手続の保留を解除
カーギル社 ドッジシティ工場	H19.4.6	牛タン」の混載事例 (衛生証明書に記載なし) 当該品は、20か月齢以下と確認できる牛由来ではなかった	米国は、5月18日に調査報告書を提出 我が国は、5月21日の現地査察により改善措置を確認 我が国は、6月13日に輸入手続の保留を解除
カーギル社 フォートモーガン工場	H19.5.18	センマイ(第三胃)」の混載事例 (衛生証明書に記載なし) 当該品は、20か月齢以下の月齢証明牛である可能性が極めて高かった	米国は、6月7日に調査報告書を提出 我が国は、6月13日に輸入手続の保留を解除
カーギル社 ドッジシティ工場	H19.10.17	牛スジ」の混載事例 (衛生証明書に記載なし)	米国は、平成20年1月9日に調査報告書を提出 我が国は、1月11日に輸入手続の保留を解除
スミスフィールド社 サウダーン工場	H20.1.12	月齢超過牛肉・舌」の混載事例 21か月齢の牛に由来する牛肉が対日輸出されていた。	米国は、8月14日に調査報告書を提出 我が国は、8月19、20日の現地査察により、改善措置を確認 我が国は、9月19日に輸入手続の保留を解除
スミスフィールド社 トレソン工場	H20.2.29	モモ肉」の混載事例 (衛生証明書に記載なし) 当該品は、20か月齢以下と確認できる牛由来ではなかった	米国は、4月2日に調査報告書を提出 我が国は、4月3日に輸入手続の保留を解除
ナショナルビーフ社 カリフォルニア工場	H20.4.23	ショートロイン」の混載事例 (せき柱事案) (衛生証明書に記載なし)	米国は、8月14日に調査報告書を提出 我が国は、8月20、21日の現地査察により、改善措置を確認 我が国は9月19日に輸入手続の保留を解除
カーギル社 ドッジシティ工場	H20.8.8	ひき肉」の混載事例 (衛生証明書に記載無し)	我が国は、当該施設から出荷された貨物について、一旦輸入手続を保留することとし、さらに、在京米国大使館に対し、詳細な調査の実施を要請。
スウィフト社 グランドアイランド工場	H20.10.29	胸肉」の混載事例 (衛生証明書に記載なし) 当該品は、20か月齢以下と確認できる牛由来ではなかった	米国は、3月26日に調査報告書を提出 我が国は、3月27日に輸入手続の保留を解除
スミスフィールド社 グリーンベイ工場	H20.12.11	牛タン」の混載事例 (衛生証明書に記載なし) 当該品は、20か月齢以下と確認できる牛由来ではなかった	我が国は、当該施設から出荷された貨物について、一旦輸入手続を保留することとし、さらに、在京米国大使館に対し、詳細な調査の実施を要請。



写真：米国における対日輸出認定施設現地査察風景

e. OIEによるBSEステータス認定

OIEは、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、及びBSEの4疾病について、加盟国から申請があった場合に、OIEコードの規定に基づき、疾病の清浄性のステータス認定を行っている。申請加盟国のステータスは、申請国から提出される病原体の侵入、まん延に関するリスク評価やサーベイランスの実施状況等の情報についてOIEの専門家が評価を実施し、他の加盟国からの意見も踏まえ、OIE総会において採択される。

OIEは、申請国のBSE対策（肉骨粉等の輸入規制、飼料規制及びサーベイランス等）を科学的に評価し、申請国のBSEステータスを認定している。BSEのステータスについては19年から「無視できるリスク」、「管理されたリスク」及び「不明のリスク」の3つに区分されており、「無視できるリスク」、「管理されたリスク」に該当しなければ、「不明なリスク」となる。なお、各要件及び要件毎の牛肉の貿易条件はそれぞれ表A（BSEステータスの要件の概要）、表B（BSEステータス毎の貿易条件の概要）のとおりである。これまでBSEについてOIEの公式ステータスが認定されている国は表A（ステータス認定を受けた国）のとおり43か国となっている。日本は、昨年12月に、OIEに対し我が国のBSEステータス認定の申請を行い、第77回OIE総会（平成21年5月）において「管理されたリスク」に認定された。我が国のBSEに対するリスク管理についての国際的評価を得たことにより、日本産牛肉の輸出促進に資する事としている。

表A BSEステータスごとの主な要件

ステータス	リスク評価	サーベイランス	リスク低減措置	認定を受けた国名 (上: 2007年認定 中: 2008年認定 下: 2009年認定)
無視できるリスク (11か国)	実施	B型サーベイランス を実施中 5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス (我が国の飼養規模の場合、15万ポイントが必要)	過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生がないこと 有効な飼料規制 が8年以上実施されていること 反芻動物由来の肉骨粉等が反芻動物に給与されない	オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン、ウルグアイ、シンガポール フィンランド、スウェーデン、アイスランド、ルウェー、パラグアイ チリ
管理されたリスク (32か国)	実施	A型サーベイランス を実施中 10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス (我が国の飼養規模の場合、30万ポイントが必要) (注)サーベイランスの評価はポイント制になっており、BSE感染リスクが高い牛ほど、評価ポイントが高い。 (臨床症状牛>事故牛>死亡牛>健康牛)	有効な飼料規制 が実施されていること 反芻動物由来の肉骨粉等が反芻動物に給与されない	アメリカ、カナダ、チリ、ブラジル、スイス、台湾 オーストラリア、ベルギー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、英国、メキシコ、リヒテンシュタイン 日本、コロンビア

表B BSEに係る牛肉の輸出入の主な条件 (OEコード)

OEでは加盟国のBSE発生リスクを科学的知見から3段階に分類し、その分類 (ステータス)ごとに牛肉の貿易条件を定めている。

<牛肉及び牛肉製品に関する要件 (BSEステータス毎の要件)>

無視できるリスクの国	管理されたリスクの国	不明のリスクの国
と殺前後検査に合格	と殺前後検査に合格 ピッシング ^(注) 等が行われていない 特定危険部位 (SRM) が除去されていること (全月齢の扁桃・回腸遠位部・30か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱を含まない) 注 解体作業中の現場職員の安全確保のため、と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業。	と殺前後検査に合格 ピッシング等が行われていない 特定危険部位 (SRM) が除去されていること (全月齢の扁桃・回腸遠位部・12か月齢超の脳・眼・脊髄・頭蓋骨・脊柱を含まない)

<上記BSEステータスに関わらず貿易できる牛肉 (無条件物品)>

と殺前後検査に合格し、ピッシング等が行われていない、SRMを除去した牛の筋肉

3. ヨーネ病

a. 発生状況

牛のヨーネ病については、昭和47年に家畜伝染病の対象とし、家畜伝染病予防法に基づき少なくとも5年に1回の搾乳牛の全頭検査を行うとともに、平成18年以降ヨーネ病防疫対策要領を策定し、本病対策を強化してきたところ。平成18年には、606戸1179頭、19年には441戸1048頭と、年間の発生頭数が家畜伝染病の中で最も多い疾病となっている。20年においても、32道県において、280戸465頭の発生が確認されている。

海外においては、世界各国で発生が認められており、米国においては、約22%の乳牛農家が所有する牛群のうち、少なくとも10%はヨーネ病に感染した牛群であるとの報告がある（USDA Dairy '96 Study より）。また、豪州においては、約12%の乳牛群がヨーネ病に感染しているとの報告がある（National Bovine Johne's Disease Strategic Plan より）。

日本は、本病の清浄化には至っていないものの、諸外国よりも厳しい発生・まん延予防対策を取っており、引き続き、清浄化に向けた的確な取組を推進していくこととしている。

ヨーネ病の発生状況

	H16	H17	H18	H19	H20
戸数	604	488	606	441	280
頭数	1118	796	1179	1048	465

平成20年12月現在

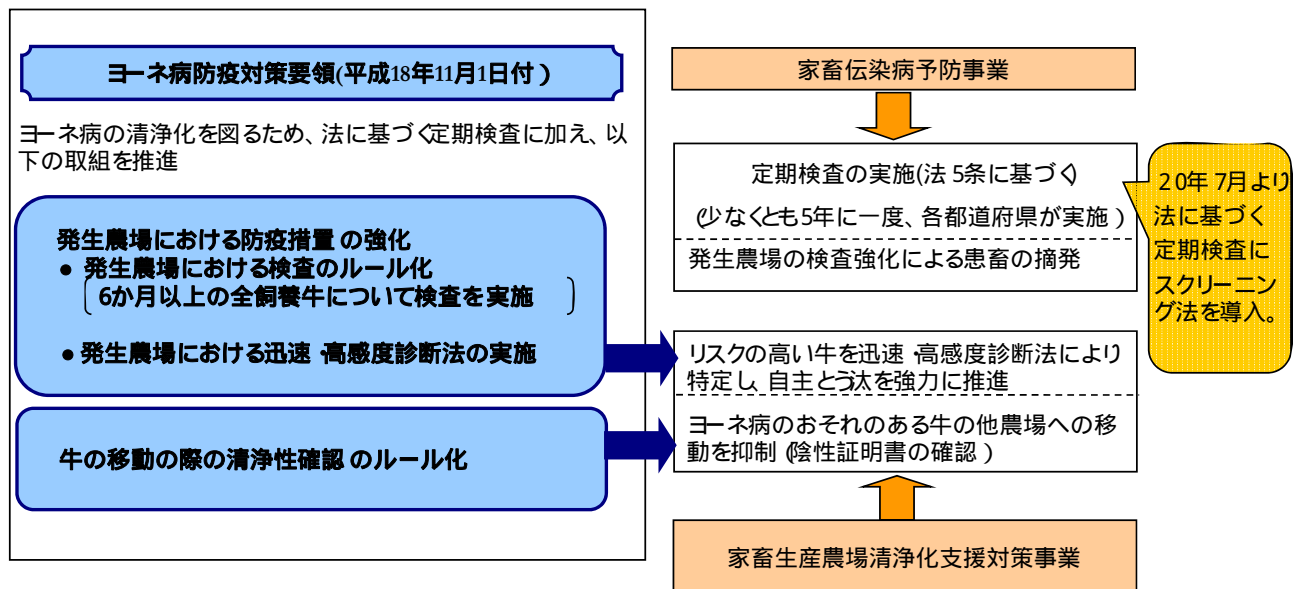
b. 防疫対策

ヨーネ病は慢性疾病であり、発症するまで数年を要することから、家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査による本病感染牛の早期摘発・淘汰を行い、本病を清浄化すべく防疫対策を進めている。

さらに、家畜伝染病予防法に基づく定期検査に加え、本病の清浄化を図るため、18年、ヨーネ病防疫対策要領を策定し、自主とう汰の推進、牛の移動時の陰性証明書の確認、適切な飼養衛生管理等により本病の発生予防・まん延防止対策を強化している。

20年5月には、新たなヨーネ病の検査キットが承認されたことから、定期的検査に導入した。また、9月には本防疫対策要領を改正し、迅速な診断方法であるリアルタイムPCR法を用いた遺伝子検査をまん延防止のための検査に位置づけた。リアルタイムPCR法による遺伝子検査は、病原体の遺伝子の存否を1日で確認できるため、判定に約3ヶ月間を要する病原菌の分離培養法に比べ、検査期間の大幅な短縮が可能となった。

対策の概要



● ヨーネ病とは

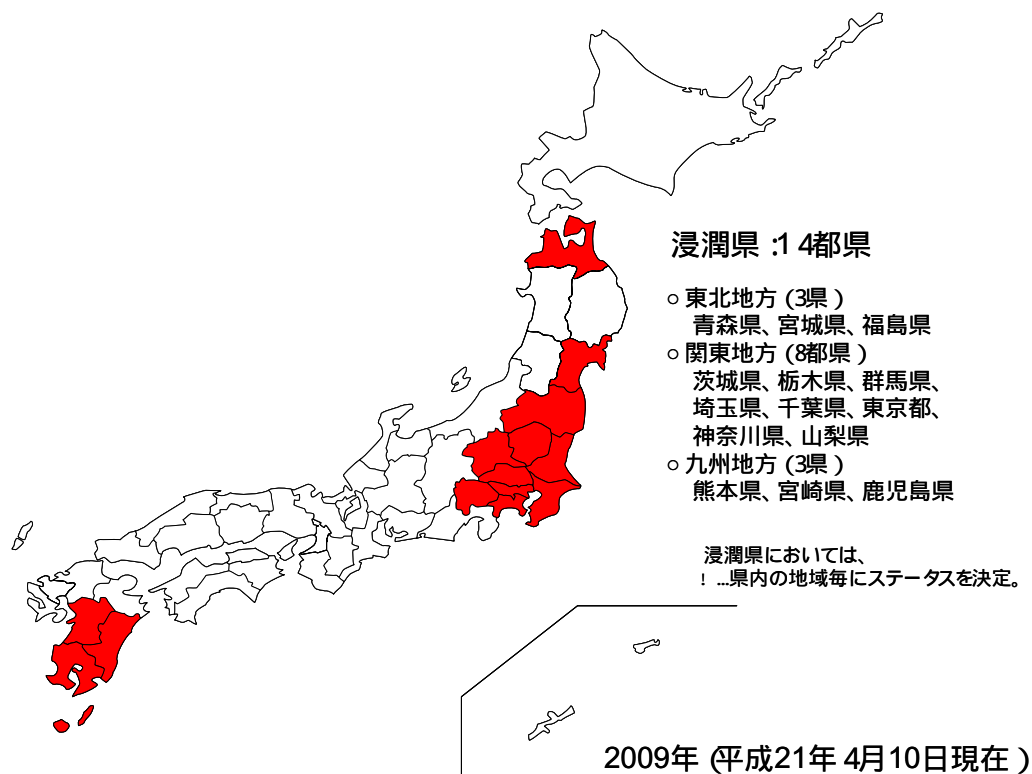
ヨーネ病は、ヨーネ菌の感染によって起こる慢性の水溶性下痢、乳量低下、消瘦を主徴とする牛や羊等の疾病である。発症までの数か月から数年間は、明確な症状を示さずに持続感染する不顕性感染を特徴とする。妊娠や分娩などのストレスが発病の誘因とされている。感染経路は経口感染が主であり、感染母牛から子牛への感染が伝播経路として重要である。

4. オーエスキー病

a. 国内の発生状況

昭和56年に我が国において初めて発生が確認され、昭和58年に届出伝染病に指定、平成3年にオーエスキー病防疫対策要領を策定し、防疫対策を強化してきたところである。しかしながら、本病の拡大は阻止しているものの清浄化は進展していない状況にある。14都県で本病の抗体陽性が確認されている（21年4月10日）。平成19年は3都道府県において3件6頭、20年は1都道府県において1件20頭の感染豚が確認されている。

オーエスキー病の都道府県ごとの浸潤状況



b. 防疫対策

(1) 本病の特徴と対策

本病は、妊娠豚での異常産、及び哺乳豚での死亡等の症状を示すウイルス病であり、ワクチンの接種によりある程度発生を抑えることは可能であるが、浸潤が拡大した場合、養豚経営に甚大な影響を及ぼす。

このため、本病の防疫対策については、飼養衛生管理の徹底を基本としつつ、
清浄地域においては野外抗体陰性豚の出荷および導入の推進により本病の清浄化

を維持する

浸潤地域においてはワクチン接種を徹底し、本病ウイルスの動きを封じ込めつつ、本病の発症豚および野外抗体陽性豚を、早期にとう汰する

本病の清浄化は、近年の諸外国の事例からも、技術的には達成可能であり、本病の被害及びワクチン接種経費の削減につながる。

また、本病対策の1つである飼養衛生管理の徹底はP R R SやP C V A D等による呼吸器複合感染症の被害軽減にも極めて効果的である。

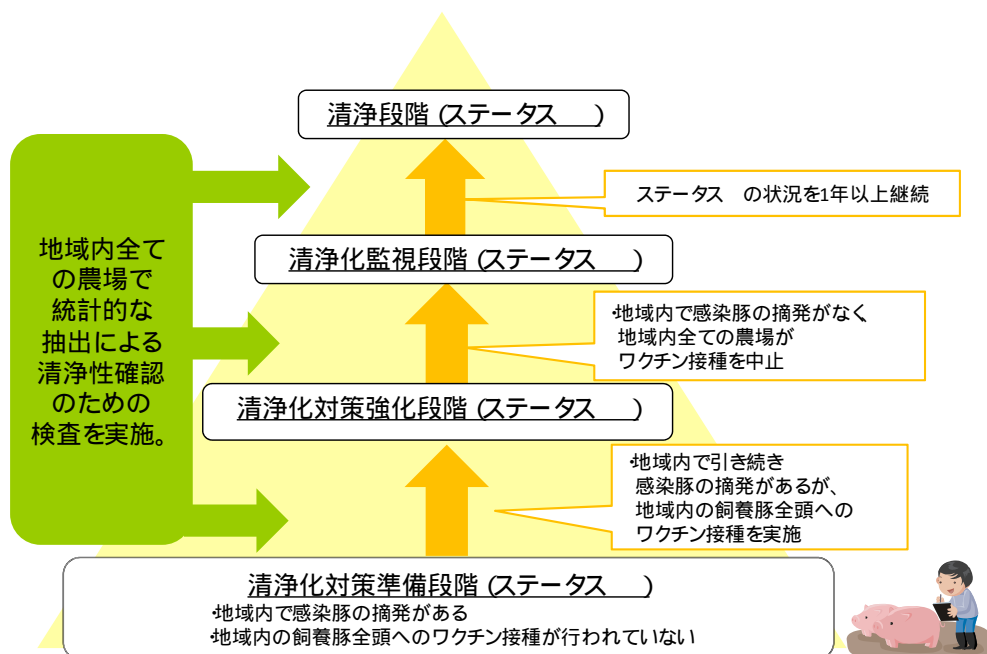
(2) 我が国における清浄化への取組

本病については、平成3年に、定期的な抗体検査、抗体陰性豚の導入、抗体陽性豚の早期淘汰等について規定した「オーエスキー病防疫対策要領」(以下、「対策要領」)を策定し、清浄化対策を推進。

そこで、我が国においては、本病の早期清浄化を達成すべく、清浄化対策を強化することとし、19年6月にはオーエスキー防疫技術検討会を設置し、20年6月9日に対策要領を改正した。

また、家畜生産農場清浄化支援対策事業により20年度から5年間の措置として、清浄度確認検査や感染が確認された繁殖豚のとう汰・更新、ワクチン接種に助成を行っている。

オーエスキー病の清浄化推進のための 清浄化段階(ステータス)について



○ 対策要領のポイント

(1) 清浄豚の流通

豚の所有者は、抗体陰性証明書を添付した豚のみを出荷し、ワクチン接種歴、農場の清浄度確認検査の結果等を出荷時に家畜市場等へ提供。

また、豚および精液を導入する際には、清浄地域から導入。

(2) 都道府県におけるモニタリング検査

地域における本病の浸潤状況を的確に把握するために、都道府県で抗体検査を実施。

(3) 清浄化段階

検査結果により地域ごとに清浄性のランク分けを実施。(ステータス ~ の4段階)。

(4) 清浄性確認検査

ステータス ~ の地域において、清浄性を確認。

(5) ワクチン接種を応用した清浄度の推進

ステータス ~ の地域内の飼養豚全頭にワクチンを接種しながら、抗体陽性豚を排除。

5. PRRS（豚繁殖・呼吸障害症候群）及び PCVAD（豚サーコウイルス関連疾病）

a. 国内の発生状況

近年、豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）や豚サーコウイルス関連疾病（PCVAD）による豚の慢性複合感染症による高い事故率が、生産地域によっては大きな課題となっている。

養豚農場における事故率（離乳後～出荷）

単位：％

年度	全国	北海道・東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州
H19	8.9	6.9	9.4	7.1	7.8	7.2	7.2	10.5
H20	10.5	8.2	10.9	6.5	9.1	7.9	9.4	12.7

資料：養豚基礎調査（日本養豚協会）

b. 疾病の特徴

これらの疾病においては、サーコウイルスが免疫細胞に感染することで免疫力が低下し、ストレスによる免疫力の低下が重なると、豚の疾病に対する抵抗力は著しく低下することから、他の疾病や様々な症候群が発生する。また、パストレラ、マイコプラズマなどの病原菌に汚染されている農場では、それらが容易に感染し、事故率の増加を長期間引き起こす恐れがある。

c. 防疫対策

これらの疾病の防疫には、ワクチン接種とともにオールイン・オールアウトや、換気、飼養密度の適正化などの飼育環境の改善等、飼養衛生管理対策の徹底が、病性の軽減、二次感染や複合感染の発生防止に重要である。

なお、ワクチン接種も有効であり、豚集団における免疫状態を把握した上で、適切かつ計画的に実施する必要がある。また、地域全体の汚染度を低下させるため、これらの対策は、養豚主産地域を中心に、地域の生産者、獣医師、家畜保健衛生所などの関係者が一体となって取り組むことが重要である。

豚サーコウイルスワクチンについては、20年1月以降、数社の製品が薬事法に基づく製造販売の承認を受け、良好な効果を示しているとの報告がある。

- PRRS、PCVADとは

PRRSとは、妊娠豚では異常産などの繁殖障害、子豚では呼吸困難などの呼吸器障害を起こすPRRSウイルスの感染により起こる疾病。感染豚との接触や飛沫等により急速に伝播する。一度発生すると常在化しやすく、清浄化が非常に困難な疾病である。我が国では届出伝染病に指定されている。

豚サーコウイルス2型（PCV2）の感染に起因する疾病として、これまではPMWS（離乳後多臓器性発育不良症候群）があげられ、重要視されてきたが、この他にもPCV2が関与している疾病／症候群として、PDNS（豚皮膚炎腎症症候群）PRDC（豚呼吸器複合感染症）繁殖障害などが報告されている。これらPCV2が関与する疾病／症候群を総称して、PCVADと呼ぶこととなった。感染豚との接触や鼻汁の飛沫等によって伝播する。

6. コイヘルペスウイルス病

a. 発生状況（平成20年12月末現在）

平成20年は、全国のコイ養殖経営体の約1.0%、1・2級河川水系の約0.2%で感染コイが発見され、各都道府県において移動制限、焼却・埋却処分等のまん延防止措置がとられている。

（単位：件）

年	養殖場等	天然水域等	合計
16年	561	349	910
17年	230	78	308
18年	139	43	182
19年	114	19	133
20年	69	23	89
合計	1,180	541	1,720

● コイヘルペスウイルス Q&A

Q1 コイヘルペスウイルス病とはどんな病気ですか。

コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイに発生する病気です。発病すると行動が緩慢になったり餌を食べなくなりますが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色やびらん（ただれ）などが見られます。幼魚から成魚までに発生し、死亡率が高い病気です。現在、コイヘルペスウイルス病に対する有効な治療法はありません。感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染します。

Q2 コイヘルペスウイルス病は、ヒトに感染しないのですか。

コイヘルペスウイルス病は、30℃以上では増殖することができないため、ヒト（体温：36～37℃）では感染は成立しません。このため、仮に感染しているコイの肉を食べたとしても人体に全く影響はありません。

Q3 コイヘルペスウイルス病が発見された場合、その池や湖に生息する魚を食べても大丈夫ですか？

コイヘルペスウイルス病は、マゴイとニシキゴイ以外の魚には感染しないとされています。元々、コイヘルペスウイルス病はヒトには感染せず、コイヘルペスウイルス病が発生した池や湖の魚を食べたとしても、人体には全く影響がありません。

Q4 コイヘルペスウイルス病はなぜ日本で発生したのですか。

1998年にイスラエルやアメリカでコイの大量死があり、2000年にこれが新しいウイルス（コイヘルペスウイルス）が原因であると発表されました。その後、ヨーロッパやインドネシアなどでもコイヘルペスウイルス病の発生が確認されました。そのため、コイヘルペスウイルスは、海外から持ち込まれた可能性が強いと考えられますが、現時点では「どの時点で、どの国から、どのようなルートで」日本に持ち込まれたのかは分かっていません。現在、農林水産省では専門家の助言をいただきながら、都道府県とも連携して、感染経路の究明を進めているところです。

b. 防疫対策

平成１５年１１月に「ＫＨＶ（コイヘルペスウイルス）病に関する技術検討会」を設置し、専門家による助言を踏まえ、可能な限り綿密な監視を行い感染コイの早期発見に努めるとともに、都道府県知事が持続的養殖生産確保法に基づき実施する罹病魚の焼却・埋却等のまん延防止措置の確実な実施に努めるため、平成１５年度末に、国庫助成により基金を（社）日本水産資源保護協会内に造成し支援を行っている。

また、（独）水産総合研究センターを中心として、産・学・官の協力を図りつつ、同病の診断、防疫技術等の研究・開発を推進している。

ＫＨＶ病は平成１８年５月に開催されたＯＩＥ総会にて、リスト疾病に指定されるとともに、平成１９年５月の同総会において養殖研究所がリファレンスラボラトリに認定された。

本疾病は、水産資源保護法における輸入防疫対象疾病であり、輸出国の政府機関により発行された検査証明書の提出が義務づけられている。

7. その他の疾病

○ ニューカッスル病

a. 国内の発生状況

家畜伝染病予防法に基づいた殺処分などの防疫措置を講じる家畜伝染病に指定されている。過去5年間での発生は、鶏及びあひるのみである。

本病は、昭和40年代には毎年大きな流行が確認されたが、有効なワクチンが開発され、近年ワクチン接種の徹底により全国的な大流行はみえていない。

20年には、沖縄県のプロイラー農場1戸約8千羽で発生し、ワクチン接種が徹底されていない農場での発生であったことから、沖縄県では、ワクチン接種と飼養衛生管理基準の遵守の徹底を指導した。

国内発生状況（戸数）

	H16	H17	H18	H19	H20
鶏	1	2	4	1	1
あひる	-	2	-	-	-

b. 防疫対策

- (1) これまでの疫学的知見を踏まえると、本病ウイルスは、広く鳥類に感染し、なお野外に広く存在していると考えられている。近年の鶏飼養農場の規模の大型化及び集約化により、本病発生時の被害は極めて大きなものとなりかねない状況にある。
- (2) このため、ワクチン接種の徹底や飼養衛生管理の向上を図り、発生予防に重点をおいた防疫対策を講じる必要がある。
- (3) 本病の発生が確認された場合には、発生の経過、発生状況、症状の有無、予防接種状況等を勘案し、効果的に患畜の殺処分や隔離、汚染物品等の消毒、同居鶏や周辺農場への緊急ワクチン接種や必要に応じて移動制限等の防疫措置を講じる。

● ニューカッスル病とは

ニューカッスル病ウイルスの感染によって起こる鶏、あひる、うずら及び七面鳥の伝染病。下痢や呼吸器症状、神経症状等を示し、症状の程度から重症型、中等症型、軽症型に分類される。我が国をはじめ、世界各国で発生している。

診断は消化管、気管等からのウイルス分離及び血中抗体価の上昇の検出により行う。ワクチンが有効で、我が国では、鶏病研究会が立案したプログラムに準拠したワクチン接種が行われている。

○ 牛白血病

a. 国内の発生状況

本病は、平成9年の家畜伝染病予防法施行規則の改正により、届出伝染病として指定された。本病の発生数は、近年漸増傾向にある。増加の背景には規模拡大とフリーストール飼育、汚染プール初乳等の要因も指摘されており、実態の把握及び感染経路やそのリスク評価等のための調査研究を実施中。

国内発生状況

	H16	H17	H18	H19	H20
発生戸数	413	468	635	677	825
発生頭数	468	587	729	838	1040

b. 防疫対策

- (1) 本病は、主に吸血昆虫（アブ）が媒介し、また、放牧経験牛の抗体保有状況が放牧未経験牛に比べて高い。また、注射、採血や直腸検査等による機械的な伝播も成立する。さらに、前述の汚染初乳やフリーストールにおける接触による感染拡大も懸念されている。
- (2) このため、本病の常在地域では放牧前に、その他の地域では放牧中定期的に、抗体検査を行い、陽性が確認された場合は、放牧を取りやめ、抗体陽性牛を早期に自主とう汰する必要がある。やむを得ず放牧等を行う場合は、抗体陰性牛と隔離して飼養する必要がある。1頭ごとの注射針及び手袋の交換といった基本的な衛生対策が重要である。
- (3) また、実用技術開発研究により本病の感染経路、効果的な清浄化のためのプログラムの検討等を行っている。

● 牛白血病とは

牛及び水牛の伝染病（人には感染しない）。地方病型と散発型に分類され、地方病型は牛白血病ウイルスの感染によって起こるが散発型の原因は分かっていない。感染牛の大部分は症状を示さない。我が国をはじめ、世界各国で発生している。診断は血中抗体価の上昇の検出や血中リンパ球からのウイルス分離により行う。ワクチン及び治療法はない。

○ 豚コレラ

a. 清浄化までの歩み

家畜伝染病予防法に基づき殺処分など防疫措置を講じる家畜伝染病に指定されている。本病は、明治21年（1888年）に我が国で初めて発生して以来、全国的にまん延し、生産者に大きな被害をもたらしてきたが、飼養衛生管理技術の向上や昭和44年に開発された生ワクチンの実用化により、その発生は激減し、平成4年以降、発生は確認されていない。

本病の清浄化を図るため、8年からワクチンを使用しない防疫体制を推進し、18年3月には、本病発生時の防疫体制や緊急ワクチン使用等の防疫対応の強化について規定した「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」を策定するとともに、同年4月から、ワクチン接種を全面中止した。

さらに、清浄性の監視検査を実施し、発生等が確認されなかったことから、19年4月1日、OIEの規定にしたがい、約120年ぶりに清浄国となった。

引き続き、我が国の清浄性を維持するため、水際における動物検疫の的確な実施、本病ウイルスの農場への侵入防止と早期発見のための監視体制の強化を図り危機管理体制を構築している。

b. ワクチン違法接種の事例

OIEへの清浄化の報告後、20年4月、都道府県知事の許可なくワクチンが使用される事案が確認された。このような事案は、本病の防疫に多大な支障をきたすのみならず、清浄国としてのステータス維持や消費者の信頼にも影響を及ぼすことから、関係者による法令遵守の徹底を強く要請した。

● 豚コレラとは

豚コレラは、豚コレラウイルスの感染によって起こる豚及びいのししの伝染病。一般的に死亡率が高く、伝播力が強いことから、万一発生した場合には莫大な経済的被害が生じるほか、国あるいは地域ごとに豚、畜産物等に厳しい移動制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなる。このため、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとしてその制圧と感染拡大防止が図られている。

○コイ春ウイルス病

a. 発生状況（平成21年1月現在）

国内での発生はなし。

●コイ春ウイルス病とは

コイ春ウイルスによる主にコイ科の魚類に特有の病気です。人に感染することはないため、仮に感染したコイの肉を摂取しても人体に影響はありません。水温が7℃を越えると発病し、10～15℃で最も被害が大きいますが、22～23℃を超えると発病しません。現在のところ有効な治療薬はありません。

これまでヨーロッパ諸国、米国、中国で発生が確認されていますが、我が国での発生はありません。

コイ春ウイルス病は持続的養殖生産確保法における特定疾病で、発生した場合は都道府県によるまん延防止措置（焼却・埋却処分等）の対象となります。

b. 防疫対策

平成20年3月、香港経由で英国に輸出された中国産金魚からコイ春ウイルスが検出されたとの報道が英国の研究機関からあったことを受け、水産資源保護法に基づき、当該国からの輸入に当たっては隔離管理命令を講じるなど検疫の強化を図るとともに、国内におけるコイ春ウイルスの清浄性確認調査を行った。その結果、コイ春ウイルスの検出は認められなかった。

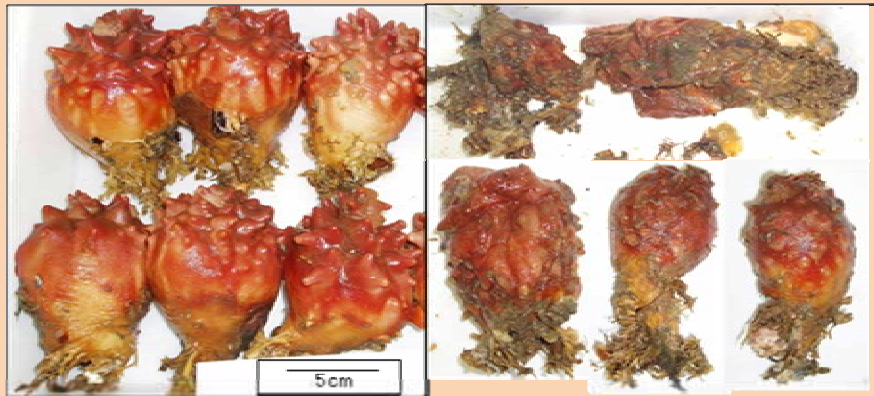
○ ホヤの被囊軟化症

a. 発生状況

宮城県と岩手県において本疾病の発生が確認されている。

● ホヤの被囊軟化症とは

ホヤの被囊（殻）が崩れ、身が抜け落ちて斃死する疾病で、原因は不明である。我が国では平成１９年２月に宮城県において同疾病の発生を疑う事例があり、２月７日同知事より農林水産大臣あて持続的養殖生産確保法に基づく新疾病の発生の届出があった。また、平成２０年７月に岩手県において本疾病の発生が確認されている。



マボヤの正常個体（左）と被囊軟化症発症個体（右）

b. 防疫対策

平成１９年２月８日、各都道府県に対し本疾病の発生実態の調査と輸入種苗導入の自粛等を通知した。

平成１９年３月に「ホヤの新疾病に関する防疫会議」を設置し、関係分野の専門家により、発生状況等に関する現状分析及び今後の調査・研究、対策についての検討を行っている。

また、宮城県及び岩手県においては、県内の関係者を対象に防疫会議を開催し、韓国産ホヤ種苗の輸入自粛、漁場間のホヤの移動自粛等の指導を行っている。

．我が国の家畜衛生に関する国際的な取組

１．我が国畜産物の輸出促進への取組

畜産物の輸出入については、輸入国が自国への家畜の伝染性疾病の侵入を防止するため、家畜衛生に関する国際基準であるＯＩＥコードを参考としつつ、法令に基づき検疫条件を定め、輸入検疫を実施するとともに、輸出国に対して必要に応じ輸出検疫を求める仕組みとなっている。

農林水産省では、畜産物ごとの潜在的な輸出可能性や関係者からの要請等を踏まえ、輸出解禁要請、相手国との技術的な議論等を行い輸出解禁の実現に努めてきたところである。

平成１２年以降、食肉等については、延べ５３カ国・地域／品目の輸出解禁要請を行い、うち１３カ国・地域／品目の解禁を実現した。

現在も、輸出解禁に向け、協議を進めているところである。このような中、２０年６月にはタイから、同年１０月にはシンガポール、アラブ首長国連邦、欧州委員会から調査団が派遣され、協議に一定の進展が見られ、このうちアラブ首長国連邦については牛肉の輸出解禁を実現したところである。

２．ＯＩＥコード改正への対応

ＯＩＥにおいては、第７６回総会が２０年５月２５日から３０日の日程で、フランス・パリにおいて開催され、主に以下のＯＩＥコードの改正案が採択された。

加盟国がコンパートメントを具体的に適用するに当たって参考とすべき一般ガイドライン

口蹄疫等に関する封じ込め地区^２規定の見直し（十分な広さを有するべきであるとの我が国からのコメントが受け入れられた）

次回、第７７回ＯＩＥ総会は、２１年５月２４～２９日の日程でフランス・パリにおいて開催される予定である。

次回総会に付託されるＯＩＥコード改正案については、２０年１１月に１次案が示されたことを受け、我が国の意見提出に当たり、国民から意見を聞くため、２１年１月２２日に「食品に関するリスクコミュニケーション（ＯＩＥコード改正等に関する意見交換会）」を開催した。１月３０日には、意見交換会での意見を踏まえ、ＯＩＥコード改正案に対する我が国のコメントをＯＩＥ事務局に提出した。

今後、各国からのコメントを踏まえた改正２次案が示され、当該案について総会で議論の上、ＯＩＥ総会において議論される予定である。

主な改正提案事項及びそれに対する我が国コメントは以下のとおり。

1. (1) 改正案 (OIE 提案)

BSE ステータスにかかわらず貿易対象とできる物品として掲げている「30ヶ月齢未満の骨なし牛肉」について、月齢要件を撤廃し、「全月齢の骨なし牛肉」とする。

(2) 我が国のコメント

飼料規制、サーベイランス等の BSE 対策の実施の有無にかかわらず、牛肉の輸入を無条件に認めることになるので、月齢条件の撤廃には反対。

2. (1) 改正案 (OIE 提案)

骨由来の食用のゼラチンについては、「管理されたリスクの国」及び「不明のリスクの国」においても、せき柱の利用を可能とする。

(2) 我が国のコメント

BSE の病原体が不活化されることが証明されない限り、せき柱の利用には反対。

3. (1) 改正案 (OIE 提案)

各国における豚コレラの発生の有無は、飼育豚と野生豚を対象として確認しているが、国際貿易の目的上、豚コレラは「飼育豚」での感染による確認に限定する。

(2) 我が国のコメント

豚コレラについては、野生豚から飼育豚への感染リスクを考慮する必要があることから、野生豚で発生した場合であっても、輸入を停止し、飼育豚への感染防止措置を確認した上で輸入停止を解除できると修正すべき。

3. 動物検疫制度の見直し

高病原性鳥インフルエンザ等の疾病が世界各地で発生しており、我が国の畜産業の振興及び食料の安定供給を図るため実施している動物検疫については、一層適切な検査の実施が求められている。そうしたなか、20年5月に総務省による「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の調査結果が公表され、輸入検査の適正化、公正性及び中立性の確保等について勧告が出された。

これを受け、動物検疫所において業務点検を実施し、総務省の勧告以外に問題がないかを確認すると共に、マニュアルに即した検査の徹底、不足・不備のあったマニュアルの作成・改正など直ちに改善措置を講じた。

さらに、畜産物等を介した家畜の伝染性疾患の侵入防止になお一層の万全を図るため、動物検疫所における輸入畜産物の検疫業務の適正化及び更なる充実に資するべく、動物衛生課長の検討会として生物統計、獣医疫学、農業経済、食品安全等の専門家を委員とする「輸入畜産物検査に関する検討会」を設置し、20年11月及び12月に検討会を開催した。

検討会においては、抜き打ち検査における実施割合及び現物検査における抽出数量等について検討し、

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなど重要疾病清浄国からのものについては、輸出国の管理体制が一定水準であることを監視できる数を抽出し、ロット抽出方式を適用する

重要疾病発生国からのものについては、違反率が一定以下となることを保証できる数を抽出し、全ての申請の現物検査を実施することについて了解された。

今後、検討会の結果を踏まえ、関係者への十分な周知及び準備のための期間を経た上で、家畜の伝染性疾患の侵入リスクに応じた的確な輸入畜産物検査の実施体制を構築するなど、動物検疫の強化を図っていくこととしている。

輸入畜産物検査について

